

八王子市優良施工者顕彰実施基準

（目 的）

第1条 この基準は、八王子市が発注する工事のうち、恒常的に施工成績が優良な工事を選定し、当該工事を施工した市内業者（以下「施工者」という。）を優良施工者顕彰（以下「顕彰」という）することにより、施工者の施工意欲を高め、公共事業の品質向上に寄与することを目的とする。

（対象）

- 第2条 予定価格が200万円を超える工事で、総評定点が80点以上の工事評定の成績が優良な工事（八王子市工事成績評定取扱要領（平成28年10月1日施行）以下「優良工事」という。）を、過去5か年度において累計10回以上取得した施工者に対し顕彰する。
- 2 対象は、成績評定結果を年度毎に集計し、過去5か年度において累計したものから選考する。顕彰を受賞した場合は、前項の対象期間は除き、新たに次年度から累計するものとする。
 - 3 対象は、工事業種ごとで行い、土木系、建築系、設備系とする。
 - 4 過去5か年度の対象期間に法令違反や指名停止、入札参加の制限措置、成績評定74点未満がある場合には対象外とする。
 - 5 表彰される前日までに法令違反、指名停止、工事評定点74点未満等に該当した場合には対象外とする。
 - 6 第4項及び第5項の場合は、指名停止等の期間終了以降に取得した工事から選考対象とする。

（優良施工者顕彰 審査会）

- 第3条 顕彰の適切な実施を図るため、優良施工者顕彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、第6条の事務局より報告をうけた対象施工者について顕彰の適否を審査する。
 - 3 審査会は、主な建設工事を所管する建設課長、建築課長、及び契約課長、品質管理担当課長をもって組織する。
 - 4 委員長は品質管理担当課長、副委員長は契約課長をもって充てる。
 - 5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（優良施工者顕彰の手続）

第4条 品質管理担当課長は第3条2項に規定により、該当する施工者があった場合には、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会へ報告し、承認を受け決定する。

（公 表）

第5条 品質管理担当課長は、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会での決定後、優良施工者顕彰

の施工者を八王子市ホームページ及び、契約課カウンターで閲覧による方法で公表する。

- 2 公表期間は、顕彰受賞日から一年間とする。ただし、顕彰施工者が公表期間中に、「工事成績評
定結果の活用基準 4（２）」、又は「同基準 5」により指名停止措置を受けた場合、又は、成績
評定点 70 点未満を取得した場合は、公表を取り消すものとする。

（事務局）

第 6 条 審査会の事務局は、契約資産部契約課品質管理担当とする。

（委 任）

第 7 条 この基準について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。